

障害を理由とする差別の解消に関し、主務大臣の事業者に対する対応指針に定める事項についての報告徴収、助言、指導及び勧告の権限の新設並びに報告の徴収に対する担保としての罰則の新設

政策の名称	障害を理由とする差別の解消に関し、主務大臣の事業者に対する対応指針に定める事項についての報告徴収、助言、指導及び勧告の権限の新設並びに報告の徴収に対する担保としての罰則の新設													
担当部局	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(障害者施策担当)付 (参事官:難波 吉雄)													
評価実施時期	平成25年4月													
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】 主務大臣が、障害を理由とする差別により障害者に対する権利利益の侵害の発生が疑われ、かつ法の目的に照らし、著しく正当性を欠くと考えられる場合において、対応指針に定める事項について事業者に対して状況の報告を求め、事業者の行為を正確に把握するとともに、事業に応じて助言、指導、勧告を行うことにより、事業者による障害を理由とする差別の解消のための自主的な取組を促すことを目的とする。</p> <p>【規制の内容】 主務大臣に、事業者が行う障害を理由とする差別の解消(※)に関する規定の施行に関し、事業者に対し主務大臣が作成する対応指針に定める事項についての報告徴収、助言、指導、勧告の権限を付すとともに、報告をしない又は虚偽の報告を行った事業者に対し罰則を適用する。 (※)本法案では、障害者基本法に規定する「差別の禁止」の基本原則を具体化するものとして、事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱い(例:障害者であることのみを理由に入店を拒否する)を禁止するとともに、社会的障壁の除去についての合理的な配慮(例:聴覚障害者の申し込みに応じて窓口業務において筆談での対応に応じる)をするよう努める旨を規定することとしている。</p> <p>【規制の必要性】 障害を理由とする差別の解消を社会において実効的に推進するためには、国や地方公共団体、事業者など、障害者が社会参加をする上で関わる者に対し、障害を理由とする差別により障害者の権利利益を侵害してはならない旨を具体的に明示するとともに、その法律上の規定に基づいた行動が実際になされるような実効性担保のための措置を講じる必要がある。 すなわち、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、事業者が不適切な対応を行っていると思われる場合、主務大臣においては、まず事業者に報告を求め、個別具体的な事案の状況を確認し、その上で必要に応じ助言や指導を行うことが必要である。また、助言・指導を行ってもなお障害者の権利利益を侵害する悪質な行為等を行う事業者に対しては、障害者の権利利益を保護するために必要な措置を取るべきことについて勧告を行うことが必要である。</p>													
法令の名称・関連条項とその内容	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案 第十一条(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告) 第二十五条 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたものは、二十万円以下の科料に処する。	法律案												
想定される代替案	主務大臣に対し、事業者が行う障害を理由とする差別の解消に関する規定の施行に関し報告徴収、助言、指導、勧告の諸権限を与えない。													
規制の費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>費用の要素</th> <th>代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(遵守費用)</td> <td>報告徴収に対応するための資料作成等の費用が生じうる。</td> <td>特に遵守費用は想定されない。</td> </tr> <tr> <td>(行政費用)</td> <td>報告徴収、助言、指導、勧告を行うために要する費用が発生する。</td> <td>特に行政費用は想定されない。</td> </tr> <tr> <td>(その他の社会的費用)</td> <td>その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。</td> <td>その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。</td> </tr> </tbody> </table>		費用の要素	代替案の場合	(遵守費用)	報告徴収に対応するための資料作成等の費用が生じうる。	特に遵守費用は想定されない。	(行政費用)	報告徴収、助言、指導、勧告を行うために要する費用が発生する。	特に行政費用は想定されない。	(その他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	
	費用の要素	代替案の場合												
(遵守費用)	報告徴収に対応するための資料作成等の費用が生じうる。	特に遵守費用は想定されない。												
(行政費用)	報告徴収、助言、指導、勧告を行うために要する費用が発生する。	特に行政費用は想定されない。												
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。												
規制の便益	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>便益の要素</th> <th>代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>障害を理由とする差別の解消の推進に関し、事業者が不適切な対応を行っていると思われる場合に、主務大臣が適切な権限行使を行うことにより、事業者による自主的な是正を促し、もって障害を理由とする差別による障害者の権利利益侵害を解消するとともに、将来に生じうる障害を理由とする差別を未然防止させる。</td> <td>事業者からの報告徴収、助言、指導、勧告が行うことができないこととなれば、障害者に対する権利利益の侵害の発生が疑われる状況にありながら適切な是正指導を行えない事態が想定される。その結果、本法案の実効性に対する国民の信頼性が失われかねないのみならず、社会における障害を理由とする差別による権利利益侵害が存続することになる。</td> </tr> </tbody> </table>		便益の要素	代替案の場合		障害を理由とする差別の解消の推進に関し、事業者が不適切な対応を行っていると思われる場合に、主務大臣が適切な権限行使を行うことにより、事業者による自主的な是正を促し、もって障害を理由とする差別による障害者の権利利益侵害を解消するとともに、将来に生じうる障害を理由とする差別を未然防止させる。	事業者からの報告徴収、助言、指導、勧告が行うことができないこととなれば、障害者に対する権利利益の侵害の発生が疑われる状況にありながら適切な是正指導を行えない事態が想定される。その結果、本法案の実効性に対する国民の信頼性が失われかねないのみならず、社会における障害を理由とする差別による権利利益侵害が存続することになる。							
	便益の要素	代替案の場合												
	障害を理由とする差別の解消の推進に関し、事業者が不適切な対応を行っていると思われる場合に、主務大臣が適切な権限行使を行うことにより、事業者による自主的な是正を促し、もって障害を理由とする差別による障害者の権利利益侵害を解消するとともに、将来に生じうる障害を理由とする差別を未然防止させる。	事業者からの報告徴収、助言、指導、勧告が行うことができないこととなれば、障害者に対する権利利益の侵害の発生が疑われる状況にありながら適切な是正指導を行えない事態が想定される。その結果、本法案の実効性に対する国民の信頼性が失われかねないのみならず、社会における障害を理由とする差別による権利利益侵害が存続することになる。												
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本法案では、主務大臣が、障害者に対する権利利益の侵害の発生が疑われる状況に際して、事業者に対して正確な状況の報告を求め、事業者の行為を把握するとともに、事業に応じて助言、指導、勧告を行うことにより、対応指針に反する事業者の行為を適切に是正することが可能となる。</p> <p>また、本法案では報告徴収・助言・指導及び勧告を行うことにより、遵守費用と行政費用に新たな費用の発生が想定される。</p> <p>一方で、代替案については、本法案の実効性に対する国民の信頼性が失われかねないのみならず、社会における障害を理由とする差別による権利利益侵害が存続することになる。</p> <p>したがって、本法案の目的である差別の解消を推進するに当たり、報告徴収・助言・指導・勧告を行うことをしないことによる影響を鑑みると遵守費用および行政費用を勘案しても、報告徴収、助言、指導、勧告の権限を付すとともに、報告をしない又は虚偽の報告を行った事業者に対し罰則を適用することが適切である。</p>													
有識者の見解その他関連事項	<p>障害者政策委員会に設置された差別禁止部会において、実効性の担保として、事実調査に関する協力義務や出頭等の手続きに協力する義務を課すこと、明らかに差別に該当する行為が認定され、しかも事案が悪質であると認められるような事案については、勧告ないし公表を行うなどの解決の実効性を図る仕組みが検討されるべきとの提言がなされている。</p>													
レビューを行う時期又は条件	本法案では、法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。													
備考														